

支援などを推進している。

#### カ 社会全体で応援

子供の貧困対策に関する官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」が平成27（2015）年10月から始動した。具体的には、草の根で支援を行うNPO等に対しての助成などに活用する「子供の未来応援基金」を創設し、また、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイト及びCSR活動<sup>2</sup>を行う企業等の支援リソースとNPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるマッチングサイトを整備した。平成28（2016）年度以降は、基金による事業の着実な実施や、ポータルサイトの情報量の充実などを行うこととしている。

また、内閣府では、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成の支援を目的として、「地域子供の未来応援交付金」を創設した。

## COLUMN No.2

### みんな揃っていただきまーす。広がれ「子供食堂」の輪!

「ここはご飯を作る人がいっぱいいるね」、「(みんな揃って) いただきまーす。」食堂のような、おうちのような場所、そこは地域の人たちが、様々な事情を抱えた子供たちに無料や低価格で食事を提供する「子供食堂」である。

そんな「子供食堂」の活動が、現在、全国各地に相次いで誕生している。育ち盛りの子供に十分な栄養を摂ってもらうとともに、大人数で食卓を囲む楽しさを知ってもらう狙いもある。以下、その具体的な取組事例について述べる。

#### ①要町あさやけ子ども食堂

要町あさやけ子ども食堂は、NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワークが主催する事業で、店主の山田和夫氏が平成25（2013）年から月に2回、東京都豊島区要町の自宅を開放して、子供が一人でも入れる食堂と銘打って運営している。子供、親子連れ、ボランティア、見学者が各回平均40名以上集い、交流の拠点となっている。参加費は一食300円。食材は近所の寺院や、近隣の地元のスーパー、八百屋、会員からの提供のほか、近隣住民からも提供も受けている。

マスメディアで取り上げられ、これまでたくさん見学者が訪れてきた。調理・配膳や子供の遊び相手などは、地域住民や大学生等がボランティアで担当している。わいわいガヤガヤ活気あふれる子供食堂は、参加する人みんなを元気にする。

2 企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動（corporate social responsibility）。



(あさやけ食堂の様子)



## ②遊べる・学べる淡海子ども食堂

滋賀県社会福祉協議会滋賀<sup>えにし</sup>の縁創造実践センターは、「一人の不幸も見逃さない」「気づいたものが実践する」を基本姿勢に、志を同じくする滋賀県内の民間福祉関係者が分野や立場を越え参画し、設立した組織である。寂しさやしんどさを抱える子供たちが心の底から笑顔になれる居場所として、遊べる・学べる淡海子ども食堂を広げようと、立ち上げ支援や運営支援に取り組んでいる。心を元気にしてくれる「ごはん」を提供するだけでなく、地域のみなが来られる場所にする<sup>えにし</sup>こと、そして貧困の連鎖、孤立から子供を守るために、孤立や生活困窮のSOSに気づき、支え合える地域をつくることを大事にしている。みんなでご飯を食べ、遊んだり、宿題をしたり、子供が信頼できる大人に出会って育つ場所を、センター会員と地域の人たちの思いと工夫で広げている。

平成27（2015）年度末で、滋賀県内で16か所の食堂が始まっており、県内各地で新たなひろがりを見せている。



## 2 児童虐待防止対策強化プロジェクト

児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」（昭22法164）の累次の改正、「民法」（明29法89）などの改正による親権の停止制度の創設<sup>3</sup>により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成26（2014）年度には児童虐待防止法定直前の約7.6倍に当たる88,931件となっている。広報啓発の取組などによりこれまで気付かれなかった児童虐待が児童相談所に繋がるようになってきたと考えられる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況にある。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たない。児

3 [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv-jinshin/#shinken](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#shinken)

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」に基づき、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図ることとし、

- ①児童虐待の発生予防として、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する
- ②発生時の迅速・的確な対応として、児童虐待が発生した場合に、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会（第1-9図、第1-10図）の機能強化等を行う
- ③被虐待児童への自立支援としては、被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、18歳到達後や施設退所後等も含め、個々の児童の発達に応じた支援を実施し、自立に結びつけるなどの対策を進めていくこととした。

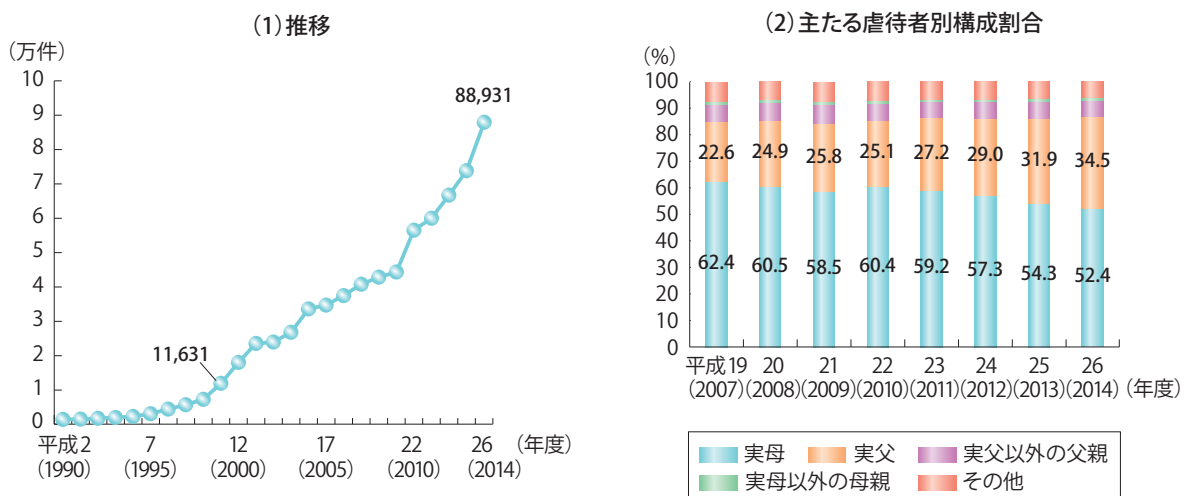
児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が平成28（2016）年3月29日に閣議決定され、平成28年通常国会での成立を目指している。

平成28年4月、従前、内閣官房において担当していた児童虐待防止対策に関する企画及び立案並びに総合調整の業務について、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）に基づき、厚生労働省に移管した。同省においては、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」を開催するなど、児童虐待防止対策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行うこととされた。

◇全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加。

◇虐待者については、実母が半数以上を占める。

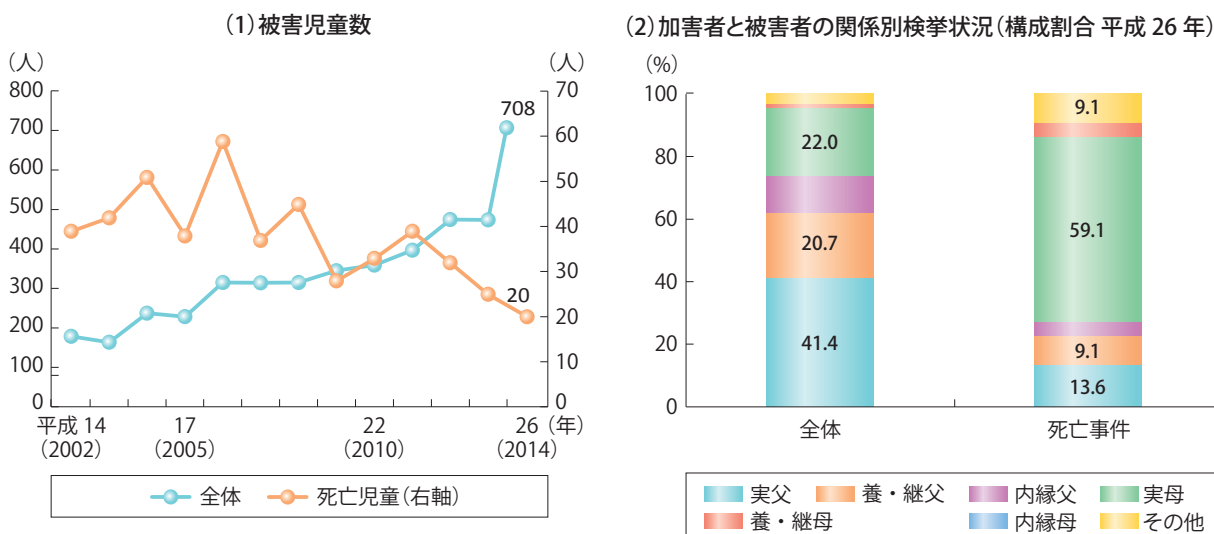
第1-7図 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したものの。

第1-8図 警察が検挙した児童虐待事件



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等」  
 (注) 上記の数値には、いわゆる無理心中や、出産直後の殺人と遺棄を含まない。

ア 発生予防 (文部科学省, 厚生労働省)

文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や孤立感の解消のため、地域における就学時健診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる相談対応の取組を支援している(家庭教育支援については、第4章第1節1(1)「家庭教育支援」を参照)。

厚生労働省は、子育て世代包括支援センターの法定化等を内容とした「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を平成28(2016)年3月に国会に提出し、同センターを核として、産婦人科・小児科の医療機関等の地域の関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みの全国展開を図る。また、不安定な生活など、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家族に対するアウトリーチ支援を強化するため、乳児家庭全戸訪問事業を全ての市町村において実施する。養育支援訪問事業についても、全ての市町村において実施することを目指すこととした。

イ 早期発見・早期対応, 保護 (警察庁, 法務省, 文部科学省, 厚生労働省)

虐待を受けている子供や支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を行うためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

文部科学省では、学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置の充実や、教職員に対する児童相談所職員との合同研修への参加促進など、児童虐待を早期に発見し迅速かつ的確に対応できる体制の整備を進めている。

また、平成21(2009)年10月から運用を開始している児童相談所全国共通ダイヤルについて、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、平成27(2015)年7月1日から、これまでの10桁番号(0570-064-000)から3桁番号(189)に変更し、運用を開始した(第1-11図)。

警察では、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護に努めている。「警察官職務執行法」(昭23法136)に基づく犯罪の制止、立入などの権限行使、厳正な捜査、被害を受けた子供の支援、児童相談所の行う立入調査などに対する援助要請への的確な対応など、関係機関との連携を強化しながら子供の安全の確認と確保を最優先とした対応を行っている。

第1-9図 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

要保護児童対策地域協議会について

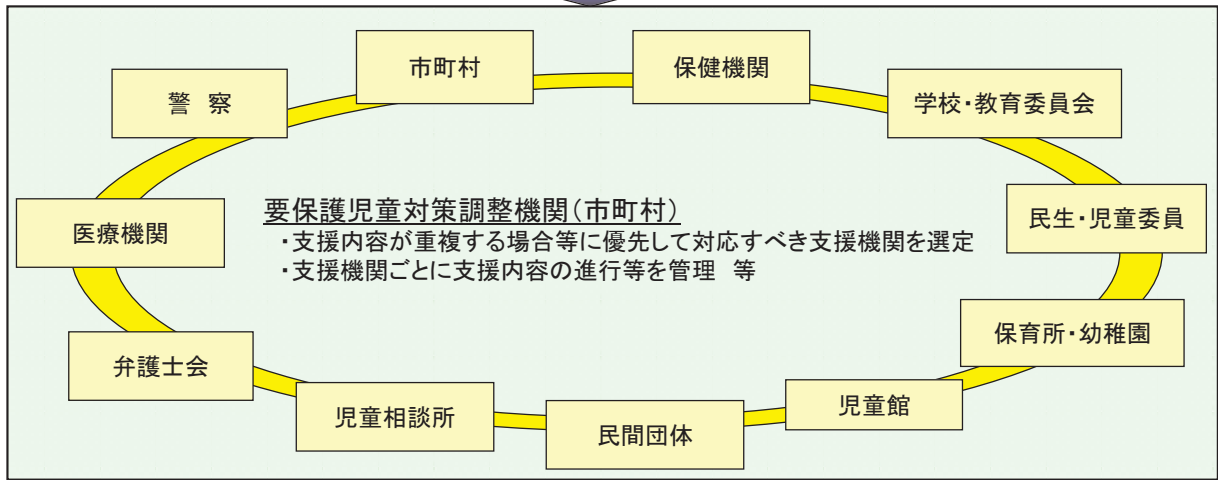
果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



(出典) 厚生労働省ホームページ ([http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv-jinshin/#youthogo](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youthogo))

第1-10図 要保護児童対策地域協議会の設置状況

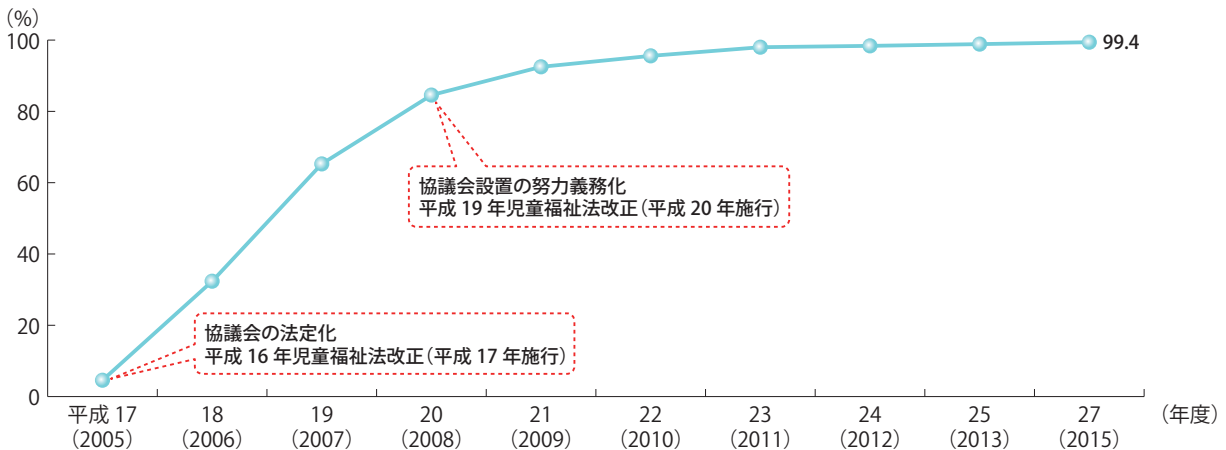
(1) 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726
割合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.4%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

(2) 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



(出典) 厚生労働省資料